

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年6月30日
【会社名】	株式会社オーシャンシステム
【英訳名】	OCEAN SYSTEM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 勝人
【本店の所在の場所】	新潟県三条市西本成寺二丁目26番57号
【電話番号】	0256-33-3987（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 本間 武士
【最寄りの連絡場所】	新潟県三条市西本成寺二丁目26番57号
【電話番号】	0256-33-3987（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 本間 武士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

令和8年6月26日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和8年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督の機能の強化と業務執行の意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、樋口勝人、樋口勤、杉田仁史、長谷川吉浩、本間武士、長井守、小池聖樹、川寄卓、齋藤吉弘及び平哲也の10氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、山田秀樹、捧俊雄及び逸見和宏の3氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、佐々木智之氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額360,000千円以内（うち社外取締役分は年額36,000千円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額60,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	68,637	261	-	(注)1	可決 99.62
第2号議案					
樋口 勝人	66,569	2,329	-	(注)2	可決 96.62
樋口 勤	66,436	2,462	-		可決 96.43
杉田 仁史	66,706	2,192	-		可決 96.82
長谷川 吉浩	66,733	2,165	-		可決 96.86
本間 武士	66,699	2,199	-		可決 96.81
長井 守	66,748	2,150	-		可決 96.88
小池 聖樹	66,750	2,148	-		可決 96.88
川崎 卓	66,674	2,224	-		可決 96.77
齋藤 吉弘	66,575	2,323	-		可決 96.63
平 哲也	66,626	2,272	-		可決 96.70
第3号議案					
山田 秀樹	66,758	2,140	-	(注)2	可決 96.89
捧 俊雄	66,535	2,363	-		可決 96.57
逸見 和宏	66,598	2,300	-		可決 96.66
第4号議案	66,747	2,151	-	(注)2	可決 96.88
第5号議案	65,123	3,775	-	(注)3	可決 94.52
第6号議案	65,127	3,771	-	(注)3	可決 94.53

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上